

監査公表第30号

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月21日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成27年11月6日～ 11月16日	新庄・最上さくらが丘斎苑の平成26年度施設管理に係る事務の執行について

概 要 [新庄・最上さくらが丘斎苑]

(1) 職員配置状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 名	現場責任者	係 員	計
合 計	1	2	3

(2) 指定管理 (平成 26 年度)

指 定 管 理 者	指定管理料	指 定 期 間
株式会社セロン東北 代表取締役 大内 勇	27,530,886 円	平成 26 年 4 月 1 日 ～27 年 3 月 31 日

(3) 利用状況 (平成 26 年度 : 件)

		新庄市	最上町	その他	計
死 体	3 歳 未 満	1	0	0	1
	1 3 歳未満	0	0	0	0
	1 3 歳以上	458	159	31	648
	小 計	459	159	31	649
死 胎		9	0	1	10
肢体・改葬		4	0	0	4
汚 物		18	0	0	18
小 動 物		187	52	53	292
合 計		677	211	85	973

(4) 収支計算書 (平成 26 年度 : 円)

収 入

項 目	収 入 額	備 考
前期委託管理料	12,609,631	4 月～9 月
後期委託管理料	12,609,630	1 0 月～3 月
補正委託管理料	2,311,625	
雑収入	201,590	
計	27,732,476	(A)

支 出

項 目	支 出 額	備 考
人 件 費	9,707,234	
維持管理業務	7,025,801	
運営管理業務	10,953,335	
計	27,686,370	(B)

◇ 収支 (A) - (B) = 46,106 円

監査の結果

市からの指定管理事業に関する監査の結果、施設の使用料の取扱いについては計数的に正確であり、概ね妥当であった。ただし、下記事項については改善措置が必要と認められる。

記

1. 指定管理業務に関する経費の収支状況を明確にすること。
2. 管理に係る委託契約のなかで、契約先と委託業務実施業者が一致しないものが一部見られるため、基本協定書等に基づき実施すること。